

寝屋川市病児保育送迎事業利用に関するご協力のお願い

各教育・保育施設 施設長様

貴施設に在籍している以下園児の保護者から寝屋川市病児保育送迎事業実施要綱第7条に基づき寝屋川市病児保育送迎事業事前登録申請書が提出されました。

※ 通園後に園児が体調不良となった際に、保護者に代わり当施設のスタッフが貴施設へ園児をお迎えに行くサービス（以下「送迎サービス」といいます。）です。

送迎サービスの利用を希望された際は、次の留意事項についてご協力をお願いします。

登録先病児保育施設	病児保育みなみ
保護者氏名	
利用希望園児氏名	(歳)

お迎えにあたっての留意事項

1. お迎えは当病児保育在籍の保育士、看護師等、医師のいずれかが伺います。
2. お迎え担当名は利用前にあらかじめお知らせし、身分確認ができる写真付きの証明書を持参いたします。
3. 原則タクシーでのお迎えとなります。施設前の駐車が短時間でも不可という場合は、あらかじめお知らせ下さい。
4. ご利用にあたっては保護者から病児保育施設への直接依頼が必要です。
5. 保護者から送迎サービスを利用する申し出があった際には、食物アレルギー、既往歴やワクチン接種歴等の留意事項について、最新の状況を保護者から病児保育施設へ知らせるよう、保護者へお伝えください。
6. 園児をお引渡しの際は、当日の症状や経過等について、「寝屋川市病児保育送迎サービス園児状況連絡票」を活用してできるだけ詳しくお迎え担当者へお伝えください。
7. 施設での感染症等発症状況についても併せてお知らせください。
8. 送迎にあたり、園児のオムツ・着替え等の必要最低限の持ち物をお迎え担当者へ提供すること及び紛失の恐れがあることについて、保護者の了解を得るようお願いします。
9. 万一病状が急変して、お迎え担当者が到着する前に救急搬送された場合には、保護者から病児保育施設に連絡するように伝えてください。

以上、お迎え時の引き継ぎについて円滑に行えるようご協力をお願いします。

※ ご了承いただくことが難しい場合は、登録先の施設連絡先（以下）までご連絡をお願いいたします。

■ 病児保育みなみ（寝屋川南病院ケアセンター）：072-828-4150

※ 当書類及び『寝屋川市病児保育送迎サービス園児状況連絡票』は、

寝屋川市ホームページにも掲載があります。

市ホームページはこちら

